

堺市監査委員公表第30号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター)	
監査実施期間	令和4年11月1日 ～ 令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：ジェイズパークグループ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書では、指定管理者は、任意に購入した備品等について帳簿等により明確に整理し、事業報告書において備品の状況を報告するものとしている。</p> <p>しかし、指定管理者は、過去に備品として市に報告していたものと同様の物品を購入していたにもかかわらず、帳簿等により整理を行っておらず、事業報告書により市への報告も行っていなかった。</p> <p>また、市は、報告すべき備品の範囲を指定管理者に対して指示していなかった。</p>	<p>これまで支出科目の「備品購入費」に計上し、購入したものを指定管理者備品と認識して管理しており、「消耗品費」で購入した物品等については、備品ではなく消耗品として管理しており、指定管理者内で備品購入費への計上基準が明確ではありませんでした。</p> <p>今後は10万円を超える物品等を「備品購入費」に計上し、適切に備品管理を行います。</p> <p>また、御指摘を踏まえ、事業報告書の指定管理者備品について、令和5年2月9日付で堺市に修正報告書を提出いたしました。</p> <p>御指摘を受け、これまでの指定管理者備品の取扱状況を改めて確認し、指定管理者備品の取扱基準の報告を求め、適正な管理をするよう指導しました。</p> <p>当該施設に限らず、今後は、市から指定管理者に対し、報</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書では、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、市へ一部業務委託の申請をすることなく、建設廃棄物処理委託業務を第三者に委託していた。</p>	<p>告すべき備品の取扱基準を確認し、事業報告書や実地により備品が適正に管理されているかを点検します。</p> <p>なお、速やかに事業報告書の指定管理者備品について修正を求め、令和5年2月9日付で受理しました。</p> <p>当該業務は、下水マンホールポンプ詰まりの修繕工事に付随するもので、汚物処理を行う上で必要となったため委託契約を締結しましたが、修繕工事と一体であるとの認識により、市への申請は不要と誤った判断をしておりました。</p> <p>今回の御指摘を受け、令和5年2月6日付で堺市に「第三者への一部業務委託承認申請書」を提出し、令和5年2月9日付で承認を受けました。</p> <p>今後、新たな契約を締結する際は、事前に市と協議します。</p> <p>御指摘を受け、速やかに一部委託申請書の提出を求め、令和5年2月9日付で承認を行いました。</p> <p>今後は、指定管理者において申請の要不要について疑義がある場合は、市に相談、確認してから判断するよう指導しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>
--	--	-----------------------------

<p>[指定管理の枠組みについて（意見）]</p> <p>本施設は、基本的に利用料金のみで運営されており、これまでの指定管理期間では、市への収益還元として、指定管理者から市に対して、第1期（平成21年度～平成26年度）に総額約2,466万円、第2期（平成27年度～令和元年度）に総額約2億109万円の納付金が納入されている。</p> <p>第3期（令和2年度～令和6年度）からは、納付金に見合う負担と想定して人工芝3面の張替えを指定管理者が実施するものとし、指定管理者から市への納付金を廃止した。</p> <p>しかし、人工芝3面の張替えについて、市の積算額は約2億1,000万円であったが、指定管理者の実際の費用は約1億5,470万円であった結果、納付金を廃止したことによって実質的な市への還元額は少なくなった。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は施設利用のキャンセル料金分で約9,215万円を補てんしているが、開館時間の短縮等に伴う経費縮減額は控除されていないことなどから、多額の収入超過（令和3年度は約6,474万円）が発生していた。</p> <p>本施設は、市が約64億6,000万円の費用により整備しており、実質的な償却費用相当額が市民の負</p>	<p>の実施状況と管理体制の実態確認を行います。</p> <p>本施設は、日本最大級のサッカー・ナショナルトレーニングセンターとして、整備にあたり、大阪府及び（公財）日本サッカー協会も費用負担している施設であり、日本国内及び海外からの利用者を想定した利用促進を図るなど長期的視野に立った運営が求められています。また、JOC認定競技別強化センターでもある本施設の役割を果たし、施設機能を最大限活かしたサッカー振興、競技力向上を図ることも必要とされています。このような本施設の特長や民間のノウハウを生かした積極的な事業取組への動機づけ等を考慮すると、利用料金制の枠組みが望ましいものと考えておりますが、御意見の趣旨も踏まえて、次期指定管理者募集時までには、再度、利用料金制と市が積算した本業務に必要な経費のみを指定管理者に支払う枠組みのメリット・デメリットを整理します。</p> <p>現在の指定期間においては、施設の性質や整備経過、整備に要したコストを踏まえた望ましい公民協働の在り方、適正利益について検討し、現状の施設整備費用の一部指</p>	<p>スポーツ施設課</p>
---	---	----------------

<p>担であることに加え、上記のように人工芝の張替え等の費用において市の積算と実際の費用で大きな乖離が見受けられることや、指定管理者の経営努力以外の要因による維持管理費の縮減も発生している。</p> <p>このように、本業務は管理運営費以上の利用料金収入を得られることから、多額の収入超過額を指定管理者に帰属させる現在の枠組みは妥当ではないと言える。そして、このような状態になっている原因の一つとして、利用料金制を採用していることがあげられ、それが根本的な原因とも考えられる。このため、施設の利用に係る料金は市の収入とし、市は適正に積算した本業務に必要な経費（指定管理料）を指定管理者に支払う枠組みの導入について検討されたい。</p> <p>また、利用料金制を廃止しない場合であっても、納付金の再導入や新しいサービスの創出、施設の充実などに余剰金を活用するよう検討されたい。</p> <p>6 経理について</p> <p>(1) 仕様書では、従業員が指定管理業務と自主事業の両方に従事する場合は、従事する時間等で按分し、人件費を指定管理業務と自主事業にそれぞれ区別して経費計上することとされている。また、令和3年度においては、指定管理業務に従事する従業員が自主事業（19事業）にも従事していたとのことで</p>	<p>定管理者負担（人工芝の張替え）のほか、収入超過額に応じた適正な納付金の設定、利用者サービス向上のための具体策について随時協議を行います。</p> <p>また、次期指定期間においても利用料金制を継続する場合には、納付金の再導入や施設の機能充実への投資、市民サービス向上に資する還元策等を整理し、次期公募条件を設定し、余剰金については、今後の大規模修繕やスポーツ振興等に活用することを検討します。</p> <p>自主事業に計上している人件費は、アルバイトを含めた事業の従事者にかかわらず一律で設定して計上していたため、一部で実際の人件費との乖離が生じておりました。</p> <p>今後は、試算し直した各従事者の時間単価を基に、常勤職員が従事した場合は 2,300</p>	<p>指定管理者</p>
---	--	--------------

<p>あった。</p> <p>しかし、指定管理者は、上記自主事業のうち 16 事業に従事した従業員の人件費を適切に配分しておらず、自主事業に係る人件費の一部を指定管理業務に係る収支に計上していた。</p>	<p>円、アルバイトに従事した場合は実態と乖離がないよう設定し、運用を行います。</p> <p>また、御指摘を受け、令和 5 年 2 月 9 日付で堺市に令和 3 年度事業報告の修正報告書を提出しました。</p> <p>御指摘を受け、合理的な単価にて自主事業への人件費を配分するよう指導し、速やかに令和 3 年度事業報告書の修正を求め、令和 5 年 2 月 9 日付で受理しております。</p> <p>今後、指定管理業務に係る人件費が適切に配分されているか事業報告書の確認を指定管理者と市双方で行います。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
--	--	----------------